

【論文】

食品製造業の類型化と食品産業政策

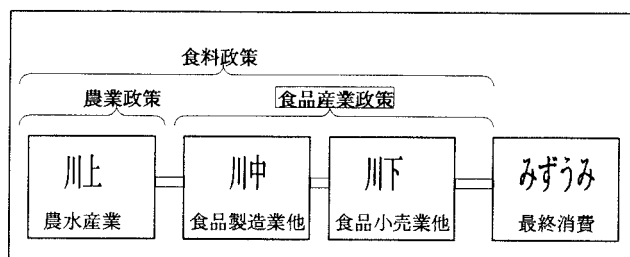
—食品製造業に対する中小企業近代化政策の位置づけ—

大矢 祐治*

1. はじめに—食料政策と食品産業政策—

食料政策は国民に安全な食料を安定的に供給することを目的としており、産業政策の一つとして位置づけると、食料政策は、川上の農業（含む食用林水産物）から最終消費者のみずうみ¹⁾に届くまでの一貫した体系を対象とするといえる。このような幅広い食料政策のなかで、農業政策は主に川上部分を対象とし、食品産業政策は主に川中・川下を対象とするものである（図1）。しかしながら、これまでの食料政策を振り返ってみると、川上部

図1 食品産業政策の対象



分中心の食料供給システム（伝統的なシステム）の下で、政策も川上に重点をおき、川中・川下のウェイトが低いことから「食料政策≒農業政策」といえる状況にあった。ところが、現在（1990年）では食料の最終消費者支払額に占める川上（農業）のウェイトは24.3%と²⁾、食料供給システム全体のなかのウェイトが大幅に低下し、逆に川中、川下のウェイトが著しく高まってきており、従来の伝統的システムに対応した「食料政策≒農業政策」ではカバーしきれなくなっている。つまり、食料供給における食品産業の重要性が大幅に高まってきており³⁾、食料政策の内容も「食料政策＝農業政策＋食品産業政策」という形に変革する必要性がでてきている。

しかし、このように食品産業政策の重要性が高まってきているにもかかわらず、食品産

*当学科専任講師

業政策の検討はこれまで必ずしも十分行われてきたとはいえない。食品産業政策について数少ない検討事例はあるが、それらは川中あるいは川下に限定した個々の産業に関する分析が中心であり、食料政策全体としての成果は、必ずしも期待し得るものではなかった。その意味からも、今後は食品産業政策を考察していく上で、フードチェーン全体をトータルとして把握し検討することが重要となる。

もちろん、食品産業政策の課題は、そのときの食料需給や食品産業の事情だけから決定されるのではなく、それ以外の国全体の経済政策や産業政策に大きく左右されることはいうまでもない。つまり、食品産業政策はその時々国内外の経済・産業事情に大きな影響を受けながら展開され、食品産業政策の目的や手段も多様であり、それらについて厳密な検討が必要となる。ここでは、小論の課題を限定する意味で、食品産業政策の課題について、まず整理しておきたい。

筆者は、これまでのわが国における食品産業政策の課題や手段として大きくは次の三つに区分することができると考える。まず第1に、補助金や各種助成、税制優遇などによって食品産業そのものを育成することを目的とした施策である。第2に、食品産業そのものの保護に係わる施策であるが、主に川上の農業生産者とみずうみにたとえられる消費者の保護を目的とする規制である。第3に、川上の多くの農業生産者と川中の一部の製造業者とを競争的輸入品から保護することを目的とする国境措置である。

このような食品産業政策のなかで、規制と国境措置については別稿に譲ることにし、小論では第1の政策課題である食品産業の育成策について取り上げる。

周知のように川中・川下の食品産業は、少数の大企業と多数の中小企業（含個人経営者）によって担われている。当該産業全体に占める中小企業のシェアは、企業数と従業員数でみても極めて高く、さらに製品出荷（販売）額でもかなり高く、大企業と比べて食品産業における中小企業のウェイトが極めて高いということは、多くの論者によって指摘されている⁴⁾。今後の食品産業の育成施策を考える場合、このような中小企業への政策的配慮が不可欠であり、その意味からも、これまで永年実施されてきた食品産業に対する中小企業近代化政策の意義を明らかにすることは重要である。

小論では、以上のような問題意識の基に、1963年に制定された中小企業近代化促進法に基づいて展開されてきた中小企業近代化政策の意義を、それが実施された業種の食品産業における位置づけなどを行うことによって明らかにしてゆきたい。

2. 生産集中度を中心とした方法による食品製造業の業種分類

(1) 食品製造業の業種分類指標

本節では、中小企業近代化促進法（以下「近促法」と略す）で指定されてきた食品製造業をいくつかの方法で業種分類し、それぞれ特徴づけを試みる。

食品製造業の業種分類にはいくつかの方法があるが、ここでは生産集中度の高低を中心とし、それに企業数規模、出荷額規模、さらに新規産業か在来産業かによる区分を加味した4つの指標によって分類を行う。

まず、食品製造業の生産集中度は、公正取引委員会の『主要産業における累積生産集中度及びハーフィンダール指数並びに累積出荷集中度』（46業種）や、東洋経済新報社の『東洋経済統計月報』でも報告されているが、より多くの業種を対象とし食品製造業の全体像を把握・分類するという目的から、ここでは、日刊経済通信社調査部『酒類食品産業の生産・販売シェア需要の動向と価格変動』（1992年版）を基に分析することにした。

この報告では、270業種の上位企業の生産シェアと企業数、生産量、出荷額が示されている。そこでは、細分化されている業種のほかに、数業種をまとめた中分類業種の表示もあるが、分類対象業種選定に当たっては可能な限り細分化された業種だけを取り上げ、国内生産に問題を限定するために輸入品は除去した。さらに、出荷額による規模分類を行うため、総出荷額が明示されていない業種も除去する。その結果、本報告で取り上げる業種は81業種となったが、これまで「近促法」の指定を受けた業種で、この81業種から洩れたもののうち、通産省『工業統計表』（1992年版）と食糧庁の各業種別「生産動態調査」から類推できる5業種をこれに加え、86業種を分析の対象業種とした。

一般的に生産集中度の測定指標としてハーフィンダール指数が多く用いられているが、ここでは、出所資料の関係から上位企業の累積出荷集中度によることにした。この場合、上位4社、5社、10社などのいずれかの累積集中度が使われることがあるが、加藤は「米国においては、産業の構造を論ずるさいに、しばしばCR4という指標が用いられる。…（略）…食品工業経済分野の理論及び統計が最も整備されているのが米国であり、わが国の事情を米国と比較するのが便利である」⁵⁾ ことから上位4社（CR4）を用いており、また、上路は食品工業の生産集中度の分析に当たって「CR4は各業種の構造上の特徴をよく反映していると思われる」⁶⁾ と指摘していることから、上位4社の累積集中度、すなわち、CR4で各業種の市場構造をみることにした。また、加藤は米国において、CR4の「指標が40%を上まわると、それは大企業が彼らどうしの相互依存関係を自覚し、彼らの意思決定において協調ないし結託が行われるようになるなどの好ましからざる現象が起こることが認められている」⁷⁾ としており、本論でも、CR4による生産集中度が40%未満

は「低い業種」、40%以上については40~80%未満を「高い業種」、80%以上は「著しく高い業種」に区分した。

次に企業数をもとにした業種分類では、企業数が50未満の業種を「企業数の少ない業種」（選定業種全体の1/3を占める）とし、それ以外の業種を「企業数の多い業種」とする。産業の規模別分類では、出荷額1,000億円以上の業種を「大規模業種」（選定業種の約1/2を占める）とし、それ未満の業種を「中小規模業種」として分けた。さらに、戦後、とりわけ高度経済成長期以降に、外来食品や新食品などとして新規参入し著しい成長を遂げてきた業種を「新規業種」とし、それ以外の従来からあった業種を「在来業種」と区分した。以上のような4つの指標をもとに、食品製造業の86業種を分類した結果は表1に示している⁸⁾。

(2) 業種別の分類

まず、CR4が80以上という集中度が「著しく高い業種」をみると、「企業数の多い業種」は少なく、「企業数の少ない業種」に集中していることが分る。その業種の内容をみると、出荷額規模別では、「大規模」と「中小規模」との両業種がみられ、新規・在来別では「在来業種」はみられず、全てが「新規業種」となっている。

これに対して、CR4が40%未満の集中度の「低い業種」をみると、「企業数の少ない業種」ではなく、すべてが「企業数の多い業種」となっており、出荷額規模別ではCR4が80%以上のグループと同じく「大規模」と「中小規模」との両業種がみられるが、新規・在来別では、CR4 80%以上とは逆に、「新規業種」の「食肉・調理缶詰」1業種を除き、それ以外は全て「在来業種」となっている。

CR4が40以上80%未満の業種をみると、分析対象業種の58.1%という多くの業種がここに属し、企業数別、出荷規模別、新規・在来別のいずれの面でも、上述のような大きな違いはみられない。

以上のことから、食品製造業では、CR4が80%以上の業種は企業数が少なく新規参入の業種で、逆にCR4が40%未満の業種は企業数が多く在来の業種で構成されており、両者の中間にあたるCR4 40%以上80%未満では入り交じった業種構成といえる。

(3) 「近促法」指定業種の位置と食品製造業の類型化

これまで「近促法」に指定されてきた業種が、上述のどのような区分に位置づくか、表1からみると、CR4が80%以上の集中度の「著しく高い業種」は全く指定されていないことが、まず指摘できる。指定されている業種は全てが80%未満の業種であり、なかでもCR4が40%未満の業種で指定されている業種をみると、そこには「新規業種」はみられず、全てが「在来業種」で、しかも15業種全体のうち10業種（66.7%）が指定業種となっ

表1 生産集中等にみる食品製造業分類 (1992年)

企業数	出荷額別	新規 在来	生産集中度(CR4)		
			著しく高い(80~)	高い(40~79)	低い(~39)
少ない	大規模	新規	指定 食品製造業名	指定 食品製造業名	指定 食品製造業名
		在来	ビーフ、マヨネーズ類、チューインガム	粉乳、紅茶 マーガリン・ショートニング・ゼラチン 精糖	
	中小規模	新規	ソファの素、家庭用即席カレー、うま味調味料、家庭用ソーダ、インスタント、トマトケチャップ、即席お吸いもの、豆乳、即席みそ汁、液状ドレッシング、魚肉ハム・ソーセージ類、みりん風調味料、風味調味料	ハッピーフード イースト(パン用酵母) ハチ類 練乳 お茶漬け・ふりかけ類 コンスターチ(でんぷん)	
		在来		【特】凍り豆腐 包装もち	
多い	大規模	新規	ウイスキー	即席めん類、チョコレート、ハチ類、スナック菓子、チーズ、アイスクリーム類 飲用牛乳類、健康食品 ソフト食品、冷凍食品 【指】ソーセージ、発酵乳、ウスターソース 【指】清涼飲料、ビスマツ類、ハチ類 【指】レギュラーコーヒー、製パン	食肉・調理缶詰
		在来		しょうちゅう(甲類) 水産缶詰、食用植物油脂 あめ菓子類 しょうゆ、小麦粉 【特】しょうちゅう(乙類) 【指】	【指】加工/リ 清酒 【特】みそ、米菓又はその生地 【特】緑茶 【指】水産練り製品、生めん類 【指】豆腐又は油揚げ 【指】野菜又は果実のつけ物
	中小規模	新規	グラノーラ、乳酸菌飲料	ジャム類缶詰、果実酒類 焼き肉のたれ類 洋風スープ(家庭用) かつおバック類 めんつゆ類、野菜缶詰	ウーロン茶
		在来	みりん(本みりん)	食酢、麦茶、合成清酒 【指】家庭用はちみつ 【指】精麦製造業、納豆	【指】パン粉、パン粉 (あん類)、乾めん類

資料：1)『酒類食品産業の生産・販売シェア平成5年度版』(株)日経経済通信社

2)通産省編『平成4年度工業統計表』

3)食糧庁各業種『生産動態調査』より作成。

注

1)資料1)に掲載されている270品目の中から次の要件を基に81品目の食品製造業を選定した。

①同品目のものが2品目以上にならないようにした。

②「近促法」の業種指定の分類に可能な限り接近するように行った。

③総出荷額が得られない食品製造業は除外した。

2)1)によって(データの制約から)選定できなかったが、資料2)・3)によって類推できる「近促法」の業種指定された5食品製造業も加えて、合計86食品製造業とした。

3)基本的には資料1)のデータによって作成したが、資料1)では不明な部分については資料2)・3)のデータによって補った。

4)企業数規模は次の基準によって分類した。

「少ない」グループ：企業数が50企業未満の食品製造業。

「多い」グループ：50企業以上

5)出荷規模は次の基準によって分類した。

「大規模」：1992年の出荷額(販売額が)1,000億円以上の食品製造業。

「中小規模」：1,000億円未満

6)CR4は、主として生産(出荷)量で、それが得られない場合は生産(出荷)額によった。

7)CR4の高低は次の基準によって分類した。

「著しく高い」：CR4が80以上の食品製造業。

「高い」：40~79

「低い」：40未満

8)指定は「近促法」による指定の内容を示している(1992年現在)。

【指】一かつて「近促法」による指定業種であった食品製造業。

【特】一特定業種

【指】一現在「近促法」による指定業種になっている食品製造業。

【特】一特定業種

9)「近促法」に指定されている(されていた)次の5食品製造業はデータの関係で分類から除外している。

【特】(米油製造業)。

【指】(バナナ熟成加工業)、(甘しょでんぷん製造業)、(こんにやく製造業)、(もやし製造業)。

ている。

次にCR4が40以上80%未満の業種をみると、企業数別では「企業数の少ない業種」は、出荷額が「中小規模」で「在来業種」の「凍り豆腐」を除き、それ以外にはみられない。一方、企業数の多い業種をみると、出荷額の大規模業種では、新規、在来の両業種ともに指定されてきているが、出荷額の中小規模業種では、新規業種にはみられず、在来業種のみとなっている。すなわち、「近促法」による指定業種は、CR4が79%以下の業種に限られ、主に企業数の多い業種で、出荷額の大規模業種の指定が多いといえる。

食品製造業の業種を上述の生産集中度と「近促法」の指定の可否から類型化すると、表

表2 生産集中等の側面からみた食品製造業分類

企業数	出荷額	新規・在来別	生産集中度(CR4)		
			著しく高い (80以上)	高い (40~79)	低い (39以下)
少ない	大規模	新規	I	I	該当なし
		在来	I	I	該当なし
	中小規模	新規	I	I	該当なし
		在来	I	II	該当なし
多い	大規模	新規	I	II	III
		在来	II	II	III
	中小規模	新規	II	III	III
		在来	II	III	III

資料：表1に同じ。

注：1) 食品製造業の分類基準は文中で説明しており、略記号は次のことを示す。

I：食品製造業Ⅰ（寡占化している業種）

II：食品製造業Ⅱ（大手企業と中小企業の併存業種）

III：食品製造業Ⅲ（多くの中小企業による業種）

2のように3グループに分けられる。

まず、類型Ⅰ（以下食品製造業Ⅰと称する）は、主として生産集中度が高く・企業数が少ない「高度に寡占化している業種グループ」であり、このグループの多くは「新規業種」である。

次に類型Ⅱ（以下食品製造業Ⅱと称する）は、主として生産集中度は高いものの「企業数が多い業種」で「大手企業と中小企業が併存する業種グループ」である。

さらに類型Ⅲ（以下食品製造業Ⅲと称する）は、「企業数の多い業種」であり、主として生産集中度が低い業種か、もしくは生産集中度は比較的高いものの出荷額は「中小規模業

種」の「多くの中小企業からなる業種グループ」である。

この3グループごとに「近促法」による指定業種の分布状況を見ると、「高度に寡占化している業種グループ」の食品製造業Ⅰには指定業種はなく、「大手企業と中小企業の併存する業種グループ」の食品製造業Ⅱか「多くの中小企業による業種グループ」の食品製造業Ⅲに指定業種は限られている。

「近促法」の指定業種が属する食品製造業Ⅱ・Ⅲと指定業種のない食品製造業Ⅰとの比較を通じて指定業種の特徴を明らかにしたいが、それにはデータ上の制約から通産省の『工業統計表』に頼らざるを得ない。しかし、上述の分類対象となった86業種と『工業統計表』の細分類業種とは必ずしも一致していないため、両者で一致していると思われる23の業種を新たに選定し⁹⁾、それらの業種の特徴をいくつかの指標の平均値で表わし比較する。この場合、大手企業と中小企業とが併存する食品製造業Ⅱについては、その性格上、大手企業グループと中小企業グループとに再分類し分析することが望ましいが、企業数が1～2の場合には『工業統計表』ではそのデータは公表されておらず、再分類は不可能であった。

3. 「近促法」指定業種の性格とその特徴

ここでは、全製造業と食品製造業全体との対比や、「近促法」が制定された当時と今日との比較などを通して指定業種の特徴をとらえるが、その場合、「近促法」が制定された1963年当時の『工業統計表』では細分類業種数が少ないことから、『工業統計表』で細分類業種数が大幅に増加した1967年と分類基準年の1992年とを比較した。

(1) 事業所数と従業員数

表3は事業所数の変化を示している。まず、製造業全体の事業所数をみると、1967年には59万8,958であったものが、25年後の1992年には69万8,336へと16.6%増加した。これに対して食品製造業全体の事業所数は、同期間に9万5,543から6万8,642へと、逆に28.2%減少しており、その結果、製造業全体に占める食品製造業全体の事業所数のウェイトは、1967年の16.0%から1992年には9.8%となり10%を割っている。

上述の業種類型別に事業所数の変化をみると、1967年から1992年の間に食品製造業Ⅰでは9.0%増加しているのに対して、食品製造業Ⅱでは56.1%、食品製造業Ⅲでは29.7%とそれぞれ大幅な減少であり、なかでも食品製造業Ⅱの減少が著しい。事業所数の減少は、①同一企業内での経営合理化などによる数事業所の統廃合、②事業所が2つ以上持てない多くの中小企業の事業所数の減少は即企業の減少を意味し、当該業種から企業がリタイアする場合が考えられるが、いずれにしても食品製造業ⅡとⅢ、とりわけ大手企業と中小企業が併存している食品製造業Ⅱでは、多くの中小企業が厳しい経営環境下で激しい競争にさ

表3 食品製造業の事業所数

分類		1967年	1992年	1992年/1967年
実数	全製造業	598,958	698,336	116.6
	食料品製造業	95,543	68,642	71.8
	食品製造業Ⅰ	155	169	109.0
	食品製造業Ⅱ	11,318	4,974	43.9
	食品製造業Ⅲ	13,632	9,580	70.3
分類		1967年	1992年	1992年/1967年
全製造業	全製造業	100.0	100.0	0.0
	食料品製造業	16.0	9.8	-6.1
	食品製造業Ⅰ	0.0	0.0	-0.0
	食品製造業Ⅱ	1.9	0.7	-1.2
	食品製造業Ⅲ	2.3	1.4	-0.9
食品製造業	全製造業	626.9	1,017.4	390.5
	食料品製造業	100.0	100.0	0.0
	食品製造業Ⅰ	0.2	0.2	0.1
	食品製造業Ⅱ	11.8	7.2	-4.6
	食品製造業Ⅲ	14.3	14.0	-0.3

資料：表1に同じ

注：1) 食品製造業ⅠⅡⅢの各数値は次の業種の合計あるいは平均で求めた。

- ・食品製造業Ⅰ（4業種）
 - 化学調味料、砂糖精製
 - 食用油脂、ビールの製造業
- ・食品製造業Ⅱ（8業種）
 - 水産缶詰・瓶詰
 - しょうゆ・食用アミノ酸
 - ソース、小麦粉、パン
 - ビスケット類・干菓子
 - 冷凍調理食品
 - 清涼飲料の製造業
- ・食品製造業Ⅲ（11業種）
 - 水産練製品
 - 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品
 - 野菜漬物、みそ、食酢、精麦、米菓
 - 豆腐・油揚げ、あん類、果実酒
 - 清酒の製造業

らされてきたことが読み取れる。

次に表4では、従業員数の動向を示している。全製造業の従業員数は、1967年の1,055.4万人から1992年には1,175.6万人へと11.4%増加した。食品製造業全体も1967年の113.9万人から1992年には117.1万人へとわずかながら2.9%増加しており、全製造業に占める食品製造業全体の従業員数ウェイトは、同期間に10.8%から10.0%へとほとんど変化はない。これを食品製造業の類型別にみると、同期間に、食品製造業Ⅰでは33.6%減、食品製造業Ⅱでは24.8%減、食品製造業Ⅲでは21.9%減と、いずれの類型とも著しく減少している。なおこのように食品製造業全体では従業員数が微増であるのに対して、3つの類型とも従業員数が減少しているのは、類型区分にとくに従業員数が増加しているめん類などの業種が含まれていないことも影響している。

これらの数値から1事業所当たりの従業員数（従業員数÷事業所数）を算出してみると

表4 食品製造業の従業員数

	分類	1967年	1992年	1992年/1967年
実 数	全製造業	10,554,058	11,756,448	111.4
	食料品製造業	1,139,229	1,171,935	102.9
	食品製造業Ⅰ	27,815	18,463	66.4
	食品製造業Ⅱ	214,145	160,967	75.2
	食品製造業Ⅲ	230,022	179,733	78.1
人	分類	1967年	1992年	1992年-1967年
	全製造業	100.0	100.0	0.0
	食料品製造業	10.8	10.0	-0.8
	食品製造業Ⅰ	0.3	0.2	-0.1
	食品製造業Ⅱ	2.0	1.4	-0.7
100	食品製造業Ⅲ	2.2	1.5	-0.7
	食品全製造業	926.4	1,003.2	76.7
	食料品製造業	100.0	100.0	0.0
	食品製造業Ⅰ	2.4	1.6	-0.9
	食品製造業Ⅱ	18.8	13.7	-5.1
100	食品製造業Ⅲ	20.2	15.3	-4.9

資料：表1に同じ。

注：表3に同じ。

表5 食品製造業1事業所当たりの従業員数

	分類	1967年	1992年	1992年/1967年
実 数	全製造業	17.6	16.8	95.5
	食料品製造業	11.9	17.1	143.2
	食品製造業Ⅰ	179.5	109.2	60.9
	食品製造業Ⅱ	18.9	32.4	171.0
	食品製造業Ⅲ	16.9	18.8	111.2
人	分類	1967年	1992年	1992年-1967年
	全製造業	100.0	100.0	0.0
	食料品製造業	67.7	101.4	33.7
	食品製造業Ⅰ	1018.4	648.9	-369.5
	食品製造業Ⅱ	107.4	192.2	84.9
100	食品製造業Ⅲ	95.8	111.4	15.7
	食品全製造業	147.8	98.6	-49.2
	食料品製造業	100.0	100.0	0.0
	食品製造業Ⅰ	1505.0	639.9	-865.1
	食品製造業Ⅱ	158.7	189.5	30.9
100	食品製造業Ⅲ	141.5	109.9	-31.6

資料：表1に同じ。

注：1) 1事業所当たり従業員数＝従業員数÷事業所数

2) 数値については表3に同じ。

(表5)、製造業全体では1967年の17.6人から1992年には16.8人へとわずかではあるが減少しているのに対して、食品製造業では同期間に11.9人から17.1人へと逆に43.2%も増加している。これを類型別にみると、全製造業や食品製造業全体と比べて従業員規模が著しく大きい食品製造業Ⅰでは、同期間に179.5人から1992年には109.2人へと39.1%の大幅な減少となっているのに対して、食品製造業Ⅱでは同じ期間に18.9人から32.4人へと実に71.0%の増加、食品製造業Ⅲでも同じく16.9人から18.8人へと11.2%増加であり、注目される。食品製造業Ⅰでは、上述のように事業所数が横這いの中で従業員数が大幅に減少しており、資本装備の充実により従業員数を削減し、資本集約化を強力に推進したのに対して、食品製造業Ⅱ・Ⅲでは労働集約化の傾向を強めてきたことが、このような結果に表れたといえる。

(2) 出荷額と労働生産性

出荷額を表6でみると、全製造業では1967年の41.2兆円から1992年には333.2兆円へと名目的ではあるが実に8.0倍に増加している。一方、食品製造業全体では、同じく5.0兆円から25.0兆円へと5.0倍の増加であり、全製造業と比較してその伸びは低い。このため、全製造業に占める食品製造業全体の出荷額ウェイトは、1967年の12.1%から1992年には7.5%へと4.6ポイント減少しており、それだけ全製造業の中での食品製造業の地位が低下したといえる。

これを食品製造業の類型別にみると、食品製造業Ⅰの出荷額は1967年から1992年にか

表6 食品製造業の出荷額

分類	1967年	1992年	1992年/1967年
実数			
全製造業	41,162,215	333,165,368	809.4
食料品製造業	5,000,056	25,008,736	500.2
百			
食品製造業Ⅰ	646,055	2,991,445	463.0
万			
食品製造業Ⅱ	731,068	4,805,172	657.3
円			
食品製造業Ⅲ	775,220	3,300,485	425.7
分類	1967年	1992年	1992年-1967年
全製造業	100.0	100.0	0.0
全製造業			
食料品製造業	12.1	7.5	-4.6
食品製造業Ⅰ	1.6	0.9	-0.7
= 食品製造業Ⅱ	1.8	1.4	-0.3
食品製造業Ⅲ	1.9	1.0	-0.9
100			
食品製造業Ⅰ	823.2	1,332.2	509.0
製造食料品製造業	100.0	100.0	0.0
業			
食品製造業Ⅰ	12.9	12.0	-1.0
= 食品製造業Ⅱ	14.6	19.2	4.6
100			
食品製造業Ⅲ	15.5	13.2	-2.3

資料：表1に同じ。

注：表3に同じ。

表7 食品製造業1事業所当たりの製品出荷額

分類	1967年	1992年	1992年/1967年
実数			
全製造業	69	477	694.2
食料品製造業	52	364	696.2
百			
食品製造業Ⅰ	4,168	17,701	424.7
万			
食品製造業Ⅱ	65	966	1,495.6
円			
食品製造業Ⅲ	57	345	605.8
分類	1967年	1992年	1992年-1967年
全製造業	100.0	100.0	0.0
全製造業			
食料品製造業	76.2	76.4	0.2
食品製造業Ⅰ	6,065.1	3,710.2	-2,354.9
= 食品製造業Ⅱ	94.0	202.5	108.5
食品製造業Ⅲ	82.7	72.2	-10.5
100			
食品製造業Ⅰ	131.3	130.9	-0.4
製造食料品製造業	100.0	100.0	0.0
業			
食品製造業Ⅰ	7,964.6	4,858.4	-3,106.2
= 食品製造業Ⅱ	123.4	265.2	141.7
100			
食品製造業Ⅲ	108.7	94.6	-14.1

資料：表1に同じ。

注：1) 1事業所当たり製品出荷額=製品出荷額
÷事業所数

2) 数値については表3に同じ。

けて4.6倍、食品製造業Ⅱのそれは同6.6倍、食品製造業Ⅲは同4.2倍の増加であり、食品製造業Ⅱのみが食品製造業全体の伸びを上回っている。このことから食品製造業Ⅱは、食品製造業の中で唯一成長業種グループといえる。

次に1事業所当り出荷額（製品出荷額÷事業所数）をみると（表7）、全製造業では1967年の6,900万円から1992年には4億7,700万円へと名目額で6.9倍増加している。また、食品製造業全体のそれも同期間に5,200万円から3億6,400万円へと同程度の増加であるが、1992年の1事業所当たり食品製造業全体の出荷額は、全製造業の76.4%にとどまっておろ、出荷額規模は相対的に小さい。これを食品製造業の類型別（1992年）にみると、食品製造業Ⅰは177億0,100万円、食品製造業Ⅱは9億6,600万円、食品製造業Ⅲは3億4,500万円であり、これらは食品製造業全体と比べて食品製造業Ⅰは実に48.6倍と飛び抜けて大きいのに対し、食品製造業Ⅱは2.6倍の出荷額規模であり、食品製造業Ⅲだけは食品製造業全体の平均規模を5.4%とわずかながら下回っている。

これを1967年と1992年との間で比較してみると、食品製造業Ⅰ・Ⅲでは食品製造業全体の増加率を下回っているが、食品製造業Ⅱでは逆に2.1倍も上回っており、食品製造業Ⅱでは1事業所当りの出荷額増加が目立つが、なお食品製造業Ⅰと食品製造業Ⅱ・Ⅲとの間では1事業所当たり出荷額にかなりの格差が依然として残っている。

表8は、労働生産性（付加価値額÷従業員数）の推移を示している。まず、1967年の値をみると、全製造業の労働生産性は148.7万円であり、食品製造業全体のそれは133.2万円で、全製造業よりも10.4%少ない値であったが、25年後の1992年には、全製造業は1967

年の7.7倍に相当する1,152.4万円となり、食品製造業全体は6.5倍の861.2万円となった。その結果、1992年における食品製造業の労働生産性は、全製造業より25.3%も低く、全製造業との労働生産性格差は拡大してきている。

これを食品製造業の類型別にみると、食品製造業Ⅰでは1967年の260.5万円から1992年には13.1倍の3,422.3万円となり、食品製造業Ⅱは118.5万円から11.5倍の1,359.1万円に、さらに食品製造業Ⅲも110.0万円から7.7倍の851.4万円に増加した。このように食品製造業ⅢからⅠへと規模が大きくなるにつれて、労働生産性の伸びも著しい。なお1992年の食品製造業Ⅰの労働生産性は、食品製造業全体のその4倍と極めて高く労働生産性をより高めているのに対して、食品製造業Ⅱでは1.5倍、食品製造業Ⅲではほぼ同等で、その伸びも立ち後れ、むしろ労働集約型産業としての傾向をより強めてきているといえる。

(3) 資本装備率と原材料率

表9は、従業員1人当たりの資本装備の大きさを表す資本装備率（年初有形固定資産額÷従業員数）の推移を示している。全製造業のそれは1967年に102.5万円から1992年には名目額で8.3倍の850.1万円に上昇したが、食品製造業全体のそれは1967年の95.3万円から1992年には581.7万円へと6.1倍の上昇であり、全製造業と比べて食品製造業全体の資本装備率は、1967年の93.0%から1992年には68.4%へと低下してきている。

この資本装備率を類型別にみると、食品製造業Ⅰでは、1967年には食品製造業全体の実

表8 食品製造業の労働生産性

	分類	1967年	1992年	1992年/67年
実数	全製造業	1,487	11,524	774.9
	食料品製造業	1,332	8,612	646.5
	食品製造業Ⅰ	2,605	34,223	1,313.8
	食品製造業Ⅱ	1,185	13,591	1,146.5
	食品製造業Ⅲ	1,100	8,514	774.3
千円	分類	1967年	1992年	1992年-67年
	全製造業	100.0	100.0	0.0
	食料品製造業	89.6	74.7	-14.9
	食品製造業Ⅰ	175.2	297.0	121.8
	食品製造業Ⅱ	79.7	117.9	38.2
100	食品製造業Ⅲ	73.9	73.9	-0.1
	食品製造業	111.6	133.8	22.2
	食料品製造業	100.0	100.0	0.0
	食品製造業Ⅰ	195.5	397.4	201.8
	食品製造業Ⅱ	89.0	157.8	68.8
100	食品製造業Ⅲ	82.5	98.9	16.3

表9 食品製造業の資本装備率

	分類	1967年	1992年	1992年/67年
実数	全製造業	1,025	8,501	829.0
	食料品製造業	953	5,817	610.3
	食品製造業Ⅰ	5,080	51,016	1,004.2
	食品製造業Ⅱ	736	7,954	1,081.0
	食品製造業Ⅲ	598	5,520	923.0
千円	分類	1967年	1992年	1992年-67年
	全製造業	100.0	100.0	0.0
	食料品製造業	93.0	68.4	-24.5
	食品製造業Ⅰ	495.4	600.1	104.7
	食品製造業Ⅱ	71.8	93.6	21.8
100	食品製造業Ⅲ	58.3	64.9	6.6
	食品製造業	107.6	146.1	38.6
	食料品製造業	100.0	100.0	0.0
	食品製造業Ⅰ	532.9	876.9	344.0
	食品製造業Ⅱ	77.2	136.7	59.5
100	食品製造業Ⅲ	62.7	94.9	32.1

資料：表1に同じ。

注：1) データ上の制約から従業員10人以上の事業所を対象。

2) 労働生産性＝付加価値額÷従業員数

3) 数値については表3に同じ。

資料：表1に同じ。

注：1) 対象事業所規模や数値は表8に同じ。

2) 資本装備率＝年初有形固定資産額÷従業員数

に5.3倍に相当する508.0万円であったが1992年にはさらに同比で8.8倍に相当する5,101.6万円へと、資本装備率がますます高くなってきている。この食品製造業Ⅰには装置型産業の業種が属し、その性格をより強めてきていることもその要因であるといえる。また食品製造業Ⅱでも、1967年の73.6万円（食品製造業全体の77.2%）から1992年には795.4万円（同136.7%）へと、さらに食品製造業Ⅲでは1967年の59.8万円（同62.7%）から1992年には552万円（同94.9%）へといずれも資本装備率を高めてきている。しかし、食品製造業Ⅰと比べるとその格差は大きく、食品製造業における資本装備率の二重性を示しており、これが上述の労働生産性にも影響している。

さらに、原材料率（原材料使用額÷製造品出荷額）の推移を表10でみると、全製造業は1967年の62.2%から1992年には57.9%へと4.3ポイント低下しており、食品製造業全体のそれも63.3%から60.6%へと2.7ポイント低下している。これを類型別にみると、食品製造業Ⅰでは1967年の47.0%（食品製造業全体の74.3%に相当）から1992年には28.3%（同46.7%）へと大幅に低下している。これに対して食品製造業Ⅱでは、1967年の66.2%から1992年には53.6%へと小幅ながら低下しているが、食品製造業Ⅲでは1967年と1992年のいずれの年次とも48.2%と変化がみられない。

このように原材料比率は食品製造業Ⅰでは3割以下であるのに対して、食品製造業Ⅱ・Ⅲではいずれも5割前後であり、原材料依存型の業種といえる。

表10 食品製造業の原材料比率

	分類	1967年	1992年	1992年/1967年
実数	全製造業	62.2	57.9	0.9
	食料品製造業	63.3	60.6	1.0
	食品製造業Ⅰ	47.0	28.3	0.6
	食品製造業Ⅱ	66.2	53.6	0.8
	食品製造業Ⅲ	48.2	48.2	1.0
	分類	1967年	1992年	1992年-1967年
全製造業	全製造業	100.0	100.0	0.0
	食料品製造業	101.8	104.7	2.9
	食品製造業Ⅰ	75.7	48.9	-26.8
	食品製造業Ⅱ	106.5	92.5	-13.9
	食品製造業Ⅲ	77.5	83.2	5.6
食品製造業	全製造業	98.3	95.5	-2.7
	食料品製造業	100.0	100.0	0.0
	食品製造業Ⅰ	74.3	46.7	-27.6
	食品製造業Ⅱ	104.6	88.4	-16.2
	食品製造業Ⅲ	76.2	79.5	3.3

資料：表1に同じ。

注：1）表9の注1）と同じ。

2）原材料率＝原材料使用額÷製造品出荷額

(4) 付加価値率と現金給与額

次に表11で、付加価値率（付加価値額÷製造品出荷額）の推移をみると、全製造業では1967年の33.8%から1992年には36.0%へと2.2ポイント上昇している。これに対して食品製造業全体では、全製造業の3/4に当たる24.8%と低い状態であったものが、25年後の1992年には全製造業を上回る36.2%となり、付加価値率は顕著に高まっている。これを類型別にみると、食品製造業Ⅰでは1967年には食品製造業全体のその1/2以下の11.2%と極めて低い値であったものが、1992年には9.7ポイント増加して20.9%になっており、食品製造業Ⅰは素材型業種としての性格が強いが、近年加工度を高めてきている結果とみることができる。

これに対して食品製造業Ⅱでは1967年の30.9%から1992年には42.4%へと、また、食品製造業Ⅲでは、29.4%から42.6%へと付加価値率を大幅に高めている。これらの値はともに食品製造業全体の平均や食品製造業Ⅰのそれを大きく上回っており、食品製造業Ⅱ・Ⅲではより高度な加工型製造業へと進んだことがわかる。

表12で従業員1人当りの現金給与額（現金給与額÷従業員数）をみると、全製造業では1967年の51.6万円から1992年には429.6万円へと名目額で8.3倍に増加した。これに対して食品製造業全体では、1967年の40.6万円（全製造業の78.7%に相当）から1992年には299.0万円（同69.6%）へと増加したものの全製造業との格差は拡大してきている。

表11 食品製造業の付加価値率

分類	1967年	1992年	1992年/67年
全製造業	33.8	36.0	106.4
食料品製造業	24.8	36.2	146.2
食品製造業Ⅰ	11.2	20.9	187.5
食品製造業Ⅱ	30.9	42.4	137.4
食品製造業Ⅲ	29.4	42.6	145.2
分類	1967年	1992年	1992年-67年
全製造業	100.0	100.0	0.0
食料品製造業	73.2	100.6	27.4
食品製造業Ⅰ	33.0	58.1	25.1
食品製造業Ⅱ	91.3	117.9	26.6
食品製造業Ⅲ	86.9	118.5	31.6
分類	1967年	1992年	1992年-1967年
全製造業	100.0	100.0	0.0
食料品製造業	78.7	69.6	-9.1
食品製造業Ⅰ	163.7	144.1	-19.6
食品製造業Ⅱ	79.9	88.0	8.1
食品製造業Ⅲ	62.4	69.4	7.0

資料：表1に同じ。

注：1）表9の注1）と同じ。

2）付加価値率＝付加価値額÷製造品出荷額

表12 食品製造業従業員1人当たりの現金給与額

分類	1967年	1992年	1992年/1967年
全製造業	516	4,296	832.0
食料品製造業	406	2,990	735.9
食品製造業Ⅰ	846	6,191	732.2
食品製造業Ⅱ	413	3,780	916.3
食品製造業Ⅲ	322	2,981	925.4
分類	1967年	1992年	1992年-1967年
全製造業	100.0	100.0	0.0
食料品製造業	78.7	69.6	-9.1
食品製造業Ⅰ	163.7	144.1	-19.6
食品製造業Ⅱ	79.9	88.0	8.1
食品製造業Ⅲ	62.4	69.4	7.0
分類	1967年	1992年	1992年-1967年
全製造業	127.1	143.7	16.6
食料品製造業	100.0	100.0	0.0
食品製造業Ⅰ	208.1	207.1	-1.1
食品製造業Ⅱ	101.6	126.4	24.9
食品製造業Ⅲ	79.3	99.7	20.4

資料：表1に同じ。

注：1）表9の注1）と同じ。

2）従業員1人当たり現金給与額＝現金給与額÷従業員数

これを類型別にみると、食品製造業Ⅰは1967年の84.6万円から1992年には619.1万円へと名目額で7.3倍に上昇し、いずれの年も全製造業を大幅に上回り食品製造業全体の2倍という高い給与水準である。これに対して、食品製造業Ⅱでは1967年の41.3万円から1992年には378.0万円へと9.1倍、食品製造業Ⅲも、1967年の32.2万円から1992年に298.1万円へと9.3倍に上昇したが、食品製造業Ⅰと食品製造業Ⅱ・Ⅲとの給与水準は、1992年で100:61:48であり依然としてその格差は大きい。

以上述べてきたことを要約するとつぎのようである。1992年の食品製造業は、全製造業と比較して①1事業所当たり従業員数、②原材料率、③付加価値率についてはわずかに上回っているが、④1事業所当たり出荷額、⑤労働生産性、⑥資本装備率、⑦従業員1人当たり現金給与額では逆に大きく下回っている。このことは食品製造業が全製造業のなかで生産効率が劣位な状況にあることを示している。

これを類型別にみると、食品製造業の中でも寡占型産業で構成されているⅠ類型では、全製造業と同レベルか、あるいはそれ以上の水準であるのに対して、企業数では圧倒的多数を占める食品製造業ⅡとⅢは、全製造業と比べていずれの経営指標も低水準であり、産業政策の対象として近代化が強く求められる分野である。また、企業数も多いことから、このⅡ・Ⅲ類型が食品製造業全体の性格を特徴づけているといえる。もちろん、上述の各指標値は製造食品の商品特性によっても大きく異なるが、とくに資本装備率の劣等性とそれに起因した諸指標水準の低い業種は食品製造業Ⅱ・Ⅲに集中的に包含されていることは明らかであり、ここにこのグループが「近促法」による近代化政策を求められる大きな要因があり、事実、産業の近代化政策はこの食品製造業Ⅱ・Ⅲを対象に展開されてきたのである。

4. 「近促法」の政策課題

企業数が少なく「寡占化している業種グループ」の食品製造業Ⅰでは、国際的な競争力の付与という政策課題は残るが、国内的には産業育成という政策的必要性は極めて薄く、むしろ、それとは逆に寡占化の進行による弊害の除去あるいは寡占化の弊害の発生に対する未然の防止が政策的課題となる。

これに対して「多くの中小企業による業種グループ」で構成される食品製造業Ⅲでは、企業規模が過小で企業数が「過多」であるため、過当競争、コスト高となりがちであることから、多数の小企業・零細業者による「過当競争」の弊害を除去し適正な競争を実現させることと物価高対策が大きな課題となる。すなわち、そこでは多くの中小零細企業を如何に大型化・適正規模化して行くかが課題となり、そのための政策介入として、まさに「近

促法」による中小企業近代化政策がそれであり、多くの中小企業をグループ化することによって課題を解決しようとするものである。「近促法」による中小企業のグループ化として、多くの場合、中小企業が出資し合って①企業合同を図る形態、②協同組合化による形態、③協業組合化による形態が展開されてきたが、この中小企業のグループ化に際して、対象となる中小企業に対して低利資金を提供するための利子補給と、導入する機械施設の割増償却などによる税制優遇などの政策誘導が「近促法」にもとづいて実施されてきた¹⁰⁾。

また、「大手企業と中小企業が併存する業種グループ」である食品製造業Ⅱは、食品製造業Ⅰと比較するその格差は食品製造業Ⅲと比較した場合ほど大きくはないが、ここに属する各業種内の大手企業と中小企業での規模の格差はきわめて大きいものと類推できる。この食品製造業Ⅱでは、その大手企業は大きな資本を背景に同業の中小企業のシェアを浸食し、寡占化を強める恐れもあり、中小企業が大手企業との競争に立ち打ちできるように、また大手企業との棲み分けを如何に図って行くかが政策課題となる。いいかえれば、この食品製造業Ⅱでも、食品製造業Ⅲの場合と同様に、多数の中小企業を如何にして適正規模に拡大し、競争力を保持させるかが課題であり、ここでも、「近促法」による中小企業近代化政策が求められる。

5. むすび—しょうゆ製造業にみる展開と成果—

これまで実施されてきた「近促法」による中小企業近代化政策では、上述のように多くの中小企業のみによって構成されている食品製造業Ⅲタイプと、大手企業と中小企業とが併存する食品製造業Ⅱタイプとを対象にしてきた。筆者がこれまでに分析の対象としてきたしょうゆ製造業は全国的には食品製造業Ⅱタイプに分類され、上位大手5社¹¹⁾と多くの中小企業とが併存する業種である。「近促法」による中小企業近代化政策が展開されるまでは、上位大手5社の市場シェアの拡大が著しかったが、中小企業近代化政策が展開されることによって中小企業のシェアの縮小が止り、今日では上位大手5社と中小企業とが互いにしょうゆ市場を半数ずつ分かち合っており、近代化政策の展開によって中小企業と上位大手5社の棲み分けが実現した業種といえる¹²⁾。

しかしながら、しょうゆ製造業の生産構造を都道府県単位別にみると、やや多様な展開がみられる。たとえば、中堅企業¹³⁾も積極的に参加せず、多くの小企業・零細業者、つまり食品製造業Ⅲタイプによる近代化を展開してきた都道府県もあり、それとは別に、中堅企業と多くの小・零細企業とが併存している食品製造業Ⅱタイプによる近代化が展開されてきた都道府県もある。

○前者の食品製造業Ⅲタイプの典型的事例には、福岡県が挙げられる。福岡県におけるし

しょうゆ製造業の近代化は、1966年に同県内に存立していた192業者のうちの小・零細な130業者が福岡県醤油醸造協同組合を創設し、協同組合組織によって近代化を展開してきた¹⁴⁾。

これに対して、後者の食品製造業Ⅱのパターンの典型的事例として大分県が挙げられる。大分県では、同県内に立地している中堅企業2社が中核となり、1974年には大分醤油協同組合を、1980年には二豊醤油協業組合を設立し、協業組合化による近代化を展開してきた¹⁵⁾。

このように主に食品製造業Ⅲタイプでは協同組合組織、食品製造業Ⅱタイプでは協業組織による近代化が図られており、同じしょうゆ製造業を対象とした「近促法」であっても手法は異なる。上述のように「近促法」による近代化は利子補給と税制優遇などによる政策誘導であるが、当該業界のローカルな市場構造の違いによって、政策内容も異なってくる。

もちろん、そのような政策誘導を受け入れ近代化を行うか否かは、個々の企業主の経営判断に委ねられており、同県内の業者であっても、協同組合や協業組合に参加しなかった業者がみられた。しかし、これらの業者は、近代化事業が展開される中で、自らの市場規模を縮小せざるを得ない状況となり、さらには廃業に至るケースが参加組合員業者よりも著しく多いことが明らかになっている¹⁶⁾。

しょうゆ製造業の対応を都道府県別単位でみると、類似する生産構造を持ちながらも、一方では近代化政策を積極的に受入れ展開してきた都道府県もあれば、他方では近代化政策を受入れない都道府県もある。高橋は経営の「環境」「主体」と「成果」という3つのフレームについて論じている中で、「個々の『主体』が、その自由に裁量できる幅のなかでどのような選択し『行動』するかが、実は、その後の『経営成果』に影響してくる」¹⁷⁾と指摘しているが、このしょうゆ製造業をめぐる近代化過程の場合にも同様のことがいえる。すなわち、ほぼ同様の経営環境の中にあっても、都道府県内の個々の経営者とその集団の意思決定により「近促法」による近代化政策を受入れるか否かが決定され、結果的に「近促法」による近代化政策を受入れ展開してきた業者や都道府県では、規模拡大や競争力の強化によって、中小企業なかでも中堅企業の場合は市場シェアの維持・拡大が、小企業・零細業者の場合には不参加同業者の多くが没落するなかにあって個性的な商品の提供や得意な市場の維持発展を実現しているのである。

このように「近促法」による近代化政策を受入れ実施してきた都道府県のしょうゆ製造業業者では、上位大手5社と中堅企業および小企業・零細業者との棲み分けがそれなりに図られていることは特記すべきことである。逆に「近促法」による近代化政策を受入れてこなかった業者や都道府県では、上位大手5社や近代化を実施した他都道府県の中堅企業の市場進出に押されて、中堅企業は都道府県内での市場シェアの大幅縮小、小企業・零細業

者は廃業を余儀なくされてきている。

食品製造業を対象とした産業政策を考えると、まず、食品製造業の各業種を分類・類型化し、それぞれの展開方向を考える必要がある。さらに、地域的な産業特性をもつ食品製造業の場合には、同じ業種でもそれぞれの地域の市場構造や生産構造に応じていくつかのタイプに分類し、各地域の実状に合致したきめ細かい食品産業政策の展開が必要といえる。

注

- 1) 高橋正郎「フードチェーン研究の課題と方法」日本大学食品産業研究会『わが国食品産業の諸問題』第4号、1991年、p.3、p.13。
- 2) 財団法人食品産業センター『食品産業統計表』平成7年版、1995年、p.4より算出。
- 3) 1980年10月の農政審議会答申『80年代の農政の基本方向』のなかで「食品産業はいまや国民にさまざまな食料を安定的に供給するという機能において農業とならんで車の両輪にもたえられる地位にある。したがって、両者を踏まえての総合的な食料政策の展開がこれからの課題である」と指摘されている。この農業と食品産業が車の両輪のたとえに対して、上路利雄は「原料供給産業としてのわが国農業の役割と問題点」日本大学食品産業研究会編『わが国食品産業の諸問題』第4号、1991年、p.43では「食料供給に関するわが国農業の地位や役割は、農政審議会答申が指摘する程には高くなく、しかも、それは年々低下傾向にある」と農業のさらなるウェイトの低下を指摘している。
また、高橋正郎は、「フードチェーンの概念と基本数字」日本大学食品産業研究会編『わが国食品産業の諸問題』第3号、1990年、P.2で「わが国民の食生活の変化が、かつてもっていた「食」≡「農」という構造を、今日では「食」＝「食品産業」＋「農」という構造へと大きく転換させてきている」と、食品産業をその研究対象に含めた食品経済学の必要性を指摘している。
- 4) 堀口健治「資本の系列化が進む加工食品産業－輸入原料依存・寡占化・海外進出・多国籍企業化傾向を伴って－」竹中久二雄・堀口健治編『転換期の加工食品産業』御茶の水書房、1987年、pp.55～60、小野寺義幸「食品産業の構造」食料・農業政策研究センター編『昭和62年版食料白書国際化・情報化時代の食品産業』農林漁村文化協会、1988年、pp.56～58、食品産業研究会編『最新食品産業便覧－農林水産関連企業対策の詳解』創造書房、1993年、p.4など多くの文献で、食品産業における中小企業のウェイトの大きさが指摘されている。
- 5) 加藤譲「食品工業における生産集中とその要因」日本大学農獣医学部食品経済学科編『現代の食品産業』農林統計協会、1989年、pp.18～19。
- 6) 上路利雄「食品工業の構造と年次変化」日本大学食品産業研究会編『わが国食品産業の諸問題（そ

- の2)』、1988年、p.18。
- 7) 注5) のp.18。
- 8) 時子山ひろみ・荏開津典生「食品工業の産業組織」荏開津典生・樋口貞三『アグリビジネスの産業組織』東京大学出版会、1995年、pp.181～182でC R 4と企業数のみでの「食品工業の市場構造による業種分類」が試みられている。
- 9) 表3の注を参照されたい。
- 10) 「近促法」の政策誘導の詳細については、拙稿「しょうゆ製造業における中小企業近代化政策の展開と意義」日本大学農獣医学部食品経済学科『食品経済研究』第21号、1993年、pp.39～41を参照されたい。
- 11) しょうゆ製造業大手5社とは、キッコーマン(株)、ヤマサ醤油(株)、ヒゲタ醤油(株)、マルキン醤油(株)、ヒガシマル醤油(株)である。
- 12) 詳細については、注9)と同じ拙稿pp.50～52を参照されたい。
- 13) ここでの「中堅企業」は、食糧庁「しょうゆ工場実態調査結果表」で報告される生産能力5,401kl以上層の企業のなかから大手5社を除いた企業群とした。
- 14) 詳細については、拙稿「しょうゆ製造業における協同組合化による構造改善事業の展開と成果—福岡県の事例を中心として—」日本大学農獣医学部食品経済学科『食品経済研究』第23号、1995年を参照されたい。
- 15) 詳細については、拙稿「大分県におけるしょうゆ製造業構造改善事業の展開と成果」日本大学農獣医学部食品経済学科『食品経済研究』第22号、1994年を参照されたい。
- 16) 詳細については、拙稿注12)ならびに13)を参照されたい。
- 17) 高橋正郎「地域農業経営学の方法序説—経営学における主体と実践性—」和田照男編著『現代の農業経営と地域農業』養賢堂、1993年、p.33。